伊那市長 白鳥 孝 様

伊那市地域自治区制度審議会 会長 中村 孝夫

伊那市の地域自治区制度のあり方について(答申)

平成26年6月17日付26伊企第75号により諮問のありましたこのことについて、当審議会の意見は、別紙のとおりです。

伊那市の地域自治区制度のあり方について

伊那市地域自治区制度審議会

1 はじめに

当審議会では、伊那市全域にわたる地域自治区及び地域協議会の今後のあり方について、各地区からの意見や、全国の先進事例等を参考に、その存在意義や、果たすべき役割等の視点から議論を進めてきました。以下に、その審議結果を記載します。

2 地域自治区の現状

市内には、地方自治法に基づき制定した「伊那市地域自治区条例」による、伊那、富県、美篶、手良、東春近、西箕輪及び西春近の7つの地域自治区と、合併特例法に基づく、「伊那市、上伊那郡高遠町及び同郡長谷村の廃置分合に伴う地域自治区の設置に関する協議について」(以下「協議書」という。)による、高遠町及び長谷の2つの地域自治区、合わせて9つの地域自治区があります。さらに、それぞれの地域自治区には、住民と行政が協働して「まちづくり」を推進する目的で、地域協議会が設置されています。

(1) 旧伊那市地域

旧伊那市地域の地域自治区では、総じて地域協議会の開催回数が少なく、現 状のままなら、役割が曖昧で存在意義が見出せないことや、自治協議会などの 既存の自治組織が活発で自主的な活動を行っており、地域協議会の役割を十分 果たしているといった意見が出されています。

(2) 高遠町地域及び長谷地域

高遠町及び長谷の地域自治区は、地域協議会を議会に代わる重要な機関として位置付け、地域の声を行政に反映させるため、活発に会議を開催していますが、協議書の規定により、設置期限が平成28年3月31日となっていることから、両地域協議会からは、期限後も引き続き地域自治区を存続させることなどについて、建議がなされています。

3 今後のあるべき姿

(1) 地域自治区

人口減少が進む中、地域活力の維持・創造に向け、今後、ますます地域住民が支え合うとともに、行政との協働によるまちづくりを進めていくことが重要であり、その根幹をなす地域自治区制度を引き続き維持・強化していくために、旧伊那市地域は現行の地域自治区を存続し、高遠町地域及び長谷地域は地方自治法に基づく地域自治区へ移行することが適当と考えます。

ただし、現在、設置されている各地域自治区の人口規模や区域面積、立地条件には大きな隔たりがあり、また、それぞれ独自の歴史や文化を背景として、その成り立ちも異なるため、各地域自治区を単に画一的な形態とするのではなく、それぞれが持つ地域特性を活かしつつ、地域の実情に即した、きめ細かな制度となるよう望みます。

(2) 地域協議会

地域協議会に求められる組織の役割として、地域住民の声を吸い上げ、行政に反映させることに加え、地域課題の解決に向けた検討を行う審議機関としての役割、さらには、地域振興の担い手となる実行機関としての役割が期待されるところであるが、これら一方に偏重することなく、均衡のとれた魅力ある活動の展開に向けて、次のとおり、それぞれの地域協議会のあるべき方向性を示します。

なお、地域の課題に対し、地区のあらゆる関係機関が協力して、その解決に 当たるとともに、一方通行でなく、住民と行政の双方向による事業の推進を実 現している西春近地区(西春近自治協議会)の取組みをモデルとして、他の地 区においても、今後、地域の活性化に向けた実りある効果の高い協働のまちづ くりの取組みが展開されるよう期待します。

○伊那地域協議会

対象となるエリアが広く、一堂に会して地域課題を協議していくことが困難であるため、小学校区又は竜西・竜東地区といった単位で、課題ごとに小委員会等を設置して協議していくことが望まれます。

○美篶地域協議会、手良地域協議会、東春近地域協議会、西箕輪地域協議会 及び西春近地域協議会

自治協議会などの既存の自治組織が地域づくりの主体となっているため、 当該組織(全部又は一部)を地域協議会として位置付ける中で、効果的かつ 効率的な組織運営が望まれます。

○富県地域協議会

区長会が地域全体の議決機関として位置付けられているものの、地域協議会以外に、地域づくりの主体となる既存の自治組織が存しないため、現在の地域協議会をベースとして、活動の活性化が図られるよう、組織の再編と役割の見直しが望まれます。

○高遠町地域協議会及び長谷地域協議会

地域課題に対し、検討機関又は議決機関として十分な活動実績があること から、今後も引き続き、こうした役割を担っていくとともに、更なる地域の活 性化に向けて、多方面からの活動展開が望まれます。

(3) 附帶事項

○予算及び権限

地域協議会委員のモチベーションの高揚を図り、実効性のある活動を展開していくためには、一定の「予算と権限」といったインセンティブを講じる必要が認められることから、地域協議会に対し、住民との協働による地域づくり活動に資する予算を配分し、各協議会の判断により予算の使途を決定できるようにすることが望まれます。

○委員報酬

委員報酬については、他の自治体の例や、衆参両院の総務委員会における、 原則として無報酬とする旨の附帯決議がされていること、また、住民との協 働のまちづくりの根幹をなす組織としての性格上、支給しないことが望まし いと考えられるが、委員の負担感への配慮や、出役に対する費用弁償として、 支給すべきとの意見もあります。

○地域協議会の運営

地域協議会の役割を十分に果たし、その存在感を高めていくためには、事 務局体制の充実と、まちづくり活動に意欲のある委員の選任が求められます。

○委員の数及び任期

委員の数については、地域課題や市からの諮問に対し、十分な検討が行えるよう、適切な人数を配置する必要があります。また、任期については、他

の自治体の地域協議会及び伊那市における各種審議会等の例として2年が最も一般的であることから、地方自治法に基づく現行の地域協議会の委員の 任期と同様に2年とすることが適当と考えられます。

なお、地域協議会の運営の継続性を維持するとともに、活動の停滞を招く ことのないよう、委員の負担感にも配慮しつつ、改選時においては、半数以 上の委員の再任が図られるよう努めていくことが望まれます。